

令和5年5月第2回

宇佐・高田・国東広域事務組合議会臨時会

会 議 録

## 令和5年5月第2回宇佐・高田・国東広域事務組合議会臨時会会議録

### ○議事日程

令和5年5月31日（水曜日） 午後3時00分 開会

- 日程第1 議席の指定
- 日程第2 会議録署名議員の指名
- 日程第3 会期の決定
- 日程第4 副議長の選挙
- 日程第5 諸報告
- 日程第6 議案一括上程（議第7号、報告第1号）
- 日程第7 提案理由及び議案説明
- 日程第8 議案審議（質疑・討論・採決）

### ○会議に付した事件

議第7号 工事請負契約の締結について

報告第1号 令和4年度宇佐・高田・国東広域事務組合継続費繰越計算書について

### ○出席議員（11名）

- |           |           |
|-----------|-----------|
| 2番 中本 毅   | 3番 川谷 光紹  |
| 4番 和気 伸哉  | 5番 辛島 光司  |
| 6番 永松 郁   | 7番 河野 徳久  |
| 8番 安東 正洋  | 9番 菅 健雄   |
| 10番 野田 忠治 | 11番 堀田 一則 |
| 12番 唯 有幸明 |           |

### ○欠席議員（1名）

- 1番 吉田 泰秀

## ○説明のため出席した者の職氏名

管 理 者	是 永 修 治	副 管 理 者	佐々木 敏 夫
副 管 理 者	松 井 督 治	会 計 管 理 者	奥 野 博 文
事 務 局 長	畑 迫 智 統		

## ○事務局出席職員職氏名

課長 古 城 昌 繁      課長補佐 今 戸 大 二 郎      書記 近 藤 宏 昭

## ○会議の経過

午後3時00分 開会

安 東 議 長

皆さん、こんにちは。

本会議に先立ちまして、去る4月23日に執行されました宇佐市議会議員選挙において当選され、本組合議会議員に選出されました議員各位をご紹介申し上げます。紹介されました議員は、ご起立をお願いいたします。

なお、紹介後は、ご着席をお願いいたします。

今回、宇佐市議会から選出されました、

吉田 泰秀 君、中本 毅 君、川谷 光紹 君、

和気 伸哉 君、辛島 光司 君、永松 郁 君、

以上、6名の方々です。どうぞ、よろしくをお願いいたします。

新議員の議席につきましては、議席の決定がなされるまで、議事の進行上、ただ今着席の議席を、仮議席に指定いたします。

ただ今、出席議員は11名で、地方自治法 第113条の定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。

これより、本日をもって招集されました、令和5年5月第2回

宇佐・高田・国東広域事務組合議会臨時会を開会いたします。

議事日程は、お手元に印刷配付のとおりでありますので、朗読を省略いたします。

地方自治法第121条の規定により、管理者ほか関係者の出席を求めましたので、ご了承をお願いいたします。

日程第1、議席の指定を行います。

今回選出されました議員の、議席の指定を議題といたします。

今回選出されました議員の議席は、議長において指定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、今回選出されました議員の議席は、議長において指定いたします。

1番 吉田 泰秀 君、2番 中本 毅 君、

3番 川谷 光紹 君、4番 和気 伸哉 君、

5番 辛島 光司 君、6番 永松 郁 君、

以上でございます。

日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第2条の規定により準用する宇佐市議会会議規則第88条の規定により、議長において、11番 堀田 一則 君、12番 唯有 幸明 君を指名いたします。

日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日、1日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって会期は、本日、1日間と決定いたしました。

日程第4、これより副議長の選挙を行います。

選挙の方法につきましては、投票による方法と、地方自治法第118条第2項の規定により、議員中異議がない場合は、指名推薦の方法があります。このいずれによるかをお諮りいたします。

唯 有 議 員      はい、議長。

安 東 議 長      12番  唯 有  幸 明  君。

唯 有 議 員      12番  唯 有  です。

副議長の選挙についてであります。各市から選考委員を1名ずつ選出して、選考委員会によって協議していただき、指名推薦という形をとっていただくのがよいと思います。

安 東 議 長      ただいま、12番  唯 有  幸 明  君から、副議長の選挙については、指名推薦の方法によられたいとの発言がありました。お諮りいたします。副議長の選挙は、指名推薦によることにご異議ございませんか。

中 本 議 員      はい、議長。

安東議長 2番 中本 毅 君。

中本議員 中本でございます。

指名推薦には異議がありますので、地方自治法118条に基づいて適切なご対応をお願いしたいと思います。

安東議長 ただいま、2番 中本 毅 君より、投票による選挙を求める旨の発言がございましたので、副議長の選挙については投票により行います。

河野議員 はい、議長。

安東議長 7番 河野 徳久 君。

河野議員 河野 徳久です。

今、2番の議員から選挙ということが出てきましたけど、この広域議会というのは、始まった時から約束事で議長は豊後高田市、副議長は宇佐市から出すと過去の先例があるわけですよ。ただここで今、選挙ということになった時には、その先例を壊すことになるんですけど、それはどうなるんですか。

中本議員 はい、議長。

安東議長 2番 中本 毅 君。

中本議員 自治法に、指名推薦は異議が一人もないときにできるということになっていきますので、そういうことだと思います。ご参考までということ。

安東議長 休憩します。

休憩 午後 3 時 1 0 分

再開 午後 3 時 2 8 分

安東議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

永松議員 はい、議長。

安東議長 6 番 永松 郁 君。

永松議員 休憩中に宇佐選出の広域議員の方で協議をさせていただきました。他市の議員さん方には大変ご迷惑をおかけいたしますが、副議長の選挙については、宇佐の選出議員で話し合った結果、選挙による投票をお願いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

安東議長 それでは、副議長の選挙については投票により行います。投票の準備がございますので暫時休憩いたします。

休憩 午後 3 時 2 9 分

再開 午後 3 時 3 1 分

安 東 議 長

休憩前に引き続き会議を開きます。

これより副議長の選挙を行います。

議場の閉鎖を命じます。

(議場封鎖)

ただ今の出席議員は11名であります。

投票用紙を配布いたします。

(投票用紙配布)

投票用紙の配布漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

配布漏れはなしと認めます。

投票箱を改めます。

(投票箱点検)

投票箱は異常なしと認めます。

なお、投票用紙に議会印が押してあります。これは投票用紙の正確を期するためのものです。ご了承願います。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じ順次投票を願います。

点呼を命じます。総務課長 古城 昌繁 君。

古城総務課長

はい。

総務課長の古城でございます。本日は議席番号1番 吉田議員が欠席でございますので、議席番号2番の議員からお呼びいたし



ますので投票を順次お願いしたいと思います。

2 番 中本 毅 議員。

3 番 川谷 光昭 議員。

4 番 和気 伸哉 議員。

5 番 辛島 光司 議員。

6 番 永松 郁 議員。

7 番 河野 徳久 議員。

9 番 菅 健雄 議員。

10 番 野田 忠治 議員。

11 番 堀田 一則 議員。

12 番 唯有 幸明 議員。

最後に、安東 正洋 議長。

安東議長

投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

開票を行います。

会議規則第2条の規定により準用する宇佐市議会会議規則第

31条第2項の規定により、立会人に2番 中本 毅 君、7番

河野 徳久 君、10番 野田 忠治 君を指名いたします。

それでは、立会いをよろしくお願いいたします。

(立会人が立会人席に移動)

それでは、開票してください。

(開票、点検)

それでは、選挙の結果を報告いたします。

投票総数 11 票。これは先ほどの出席議員総数に符合いたしております。そのうち有効投票 10 票、無効投票 1 票です。

有効投票中、辛島 光司 君 10 票。

以上のとおりでございます。

この選挙の法定得票数は、3 票であります。

よって、辛島 光司 君が副議長に当選されました。

ただ今副議長に当選されました 辛島 光司 君が議場におられますので、本席から会議規則第 2 条の規定により準用する宇佐市議会会議規則第 3 2 条第 2 項の規定により当選の告知をいたします。

立会人は、自席にお戻りください。

(立会人が自席に移動)

辛島 光司 君に、副議長当選のご挨拶を演壇に登壇のうえ、お願いいたします。

辛島副議長

皆さま、お疲れ様です。ただいま副議長の選挙において、皆さまよりお力添え、そしてご推挙いただいて副議長に当選させていただきました。誠にありがとうございます。

広域議会、しっかり議長を補佐しながら事業の推進に努めてま

いりたいと思っております。なにぶん不慣れではございます。皆さまにご迷惑をおかけすることもあるかと思っておりますけども、皆さまのお力、お声をいただきながら議長の補佐をしっかり努めてまいりたいと思っておりますので、今後ともよろしく申し上げます。ありがとうございました。

安 東 議 長 暫時休憩をいたします。

休憩 午後 3 時 4 4 分

再開 午後 3 時 4 5 分

安 東 議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 5、諸般の報告を求めます。

畑迫事務局長 はい、議長。

安 東 議 長 事務局長 畑迫 智統 君。

畑迫事務局長 皆さま、こんにちは、事務局長の畑迫でございます。

令和 5 年 3 月 第 1 回定例会から、今期臨時会までの事務報告につきましては、本日お手元に印刷配付しておりますので、それによりご了承をお願いいたします。

安 東 議 長 日程第 6、議第 7 号及び報告第 1 号を一括上程し、議題といたします。

日程第 7、提案理由並びに議案等の内容について説明を求めま

す。

是永管理者

はい、議長。

安東議長

管理者 是永修治 君。

是永管理者

管理者の是永でございます。

議第7号の提案理由について、ご説明いたします。

議第7号は「工事請負契約の締結について」でございますが、これは、国東サテライトセンター整備事業設計・プラント工事の工事請負契約を締結するものでございます。

地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上持ちまして提案理由の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

つづきまして、報告第1号について、ご説明いたします。

報告第1号は、「令和4年度宇佐・高田・国東広域事務組合継続費繰越計算書について」でございますが、これは宇佐・高田・国東広域ごみ処理施設整備事業の継続費の令和4年度分の年割額について、当該年度内に年度事業が完了しないことから、その翌年度執行に係る事業費の繰越計算書を調製しましたので、地方自治法施行令第145条第1項の規定により議会に報告するものでございます。

以上をもちまして報告の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

安東議長

以上で提案理由並びに議案等の内容についての説明は終わりました。

日程第8、これより議案審議に入ります。

議第7号、「工事請負契約の締結について」を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可します。

2番 中本 毅 君。

中本議員 はい、議長。

安東議長 2番 中本 毅 君。

中本議員 中本でございます。質疑いたします。

議第7号工事請負契約の締結についての件でございますけども、4点あります。

1点目は、国東サテライトセンター整備事業の全体像をご説明いただきたいと思っております。2点目は、要件設定型一般競争入札（事後審査型）による契約方法となっておりますが、その妥当性をお伺いします。どのような要件設定を実施されたのかお伺いします。3点目は、1者での入札となりましたが、その背景をお伺いします。入札価格の積算根拠をお伺いします。4点目は、想定される下請け業者をお伺いします。また、その内容をお伺いします。

以上質疑いたします。

安東議長 2番 中本 毅 君の質疑に対する執行部の答弁を求めます。

畑迫事務局長 はい、議長。

安東議長 事務局長 畑迫 智統 君。

畑迫事務局長 事務局長の畑迫です。

2番 中本議員の議案質疑にお答えします。

1 項目め「国東サテライトセンター整備事業の全体像」についてですが、組合では、広域でごみを処理することで施設の建設費・処理コストの削減や焼却に伴う熱エネルギーの有効活用を行い安心・安全で環境に優しいごみ処理施設の建設を行っているところ  
です。

国東サテライトセンター整備については、ごみ処理施設建設地から遠方に位置する国東市において、効率的な収集運搬を確保するとともに住民負担及び環境負荷の低減を図るため、サテライトセンター（ごみ中継施設）の整備を行います。国東市で収集される可燃ごみ、不燃ごみ、缶・ビン・ペット等の資源ごみをサテライトセンターへ集約し、大型車両に積替え広域ごみ処理施設へ搬送するものです。現在の国東クリーンセンター敷地内へ建設し令和7年7月の供用開始を計画しております。

次に2項目め「要件設定型一般競争入札（事後審査型）による契約方法となっているが、その妥当性は。どのような要件設定を実施したのか」についてですが、一般競争入札は、入札に参加するために必要な資格要件などを定めた入札公告により広く入札参加者を求め、その中から最も有利な条件で契約を結ぶ相手方を選定する入札となり、透明性や公平性が高いものとなります。また、総務省及び国土交通省より「地方公共団体における入札及び契約の適正化について」の通知の中で一般競争入札が原則とされていることから要件設定型一般競争入札は妥当であると考えております。

入札参加要件の主なものとして、本工事を実施するために必要な能力と資本力を備えた企業又は特定JVを構成して入札に参加するものとし、本施設のプラントの建設工事を行う企業として、「建設業法の規定による清掃施設工事に係る特定建設業の許可を受けていること。」、「経営事項審査において、直近かつ有効な「清掃施設」の総合評定値が900点以上であること。」、「一般廃棄物のマテリアルリサイクル推進施設又は廃棄物運搬中継施設の建設工事を地方公共団体から元請として受注し、施工した実績がある

こと。」等の要件を設定しています。

次に3項目め「1者での入札となったが、その背景は。入札価格の積算根拠は」についてですが、現在のコロナ禍及びウクライナ情勢等による人材不足の影響も考えられますが、ごみ中継施設はその特殊性及び専門性が高いことから、入札執行にあたり他自治体の入札状況を調査したところ、ごみ中継施設を受注した事業者は数社と少なく、1者による入札が多数見受けられる状況となっています。

予定価格については、発注支援業務を委託するとともに、契約実績又は施工実績を有する企業に見積依頼や、ヒアリングを行うなどして積算しています。入札価格は、入札時に同時に提出される工事費内訳書を確認し、適正な入札価格の判断を行っています。

次に4項目め「想定される下請け業者は。また、その内容は」についてですが、本業務は全体設計とプラントの製作が主業務となっています。落札した業者は、自社内に設計事務所を設けており、かつ、自社でプラントの製作を行っているメーカーであることから下請けの想定はしておりません。なお、全体設計の完了後、別途、建築工事及び土木工事を発注する計画です。

以上で回答を終わります。

安東議長 答弁が終わりましたが、再質疑はありませんか。

中本議員 はい、議長。

安東議長 2番 中本 毅 君。

中本議員 1点目の質疑について再質疑をさせていただきたいと思います。  
国東サテライトセンター整備事業の全体像のご説明をお願いしまして、その中で効率的な収集運搬ということもおっしゃっていたんですけども、そのお話を聞いて、宇佐の方にクリーンセンター

があって、国東にサテライトセンターがあってということで、効率的な収集運搬のために国東にもということになったと思うんですけども、その検討のなかで高田にはということにはならなかったのかということをお伺いしてもよろしいでしょうか。今回、国東だけの議案が出ていますが、どういう検討経緯を経てこういう議案が出てきているのかご説明をお願いします。

畑迫事務局長 はい、議長。

安東議長 事務局長 畑迫 智統 君。

畑迫事務局長 中本議員の再質疑にお答えいたします。

高田の分につきましては、西大堀地区というのが高田から結構近い位置にあったということと、国東市はどうしても45キロくらい離れておりますので、やはり毎日、各一般車両の方が収集運搬してそこまで来るのに結構ロスもあるし無理もあるだろうということで、宇佐市、高田市さんは案外近くでそんなに負担がないだろうといった形で決まったと思います。以上です。

中本議員 はい、議長。

安東議長 2番 中本 毅 君。

中本議員 ご答弁ありがとうございます。だいたい趣旨は理解できたんですけども、ご答弁の最後が「と思います。」といった感じだったので、念のために副管理者は今の答弁について承諾されているのかっていうのをご答弁いただけますでしょうか。

畑迫事務局長 はい、議長。



安 東 議 長

事務局長 畑迫 智統 君。

畑迫事務局長

すみません。確か計画の中ではそのような理由であります。私の方がまだちょっとその辺の読み込みが足らなかったところもありまして「と思います。」といった表現をいたしましたけれども、実際は宇佐、高田が近いからということです。以上です。

安 東 議 長

以上で、2番 中本 毅 君の質疑は終了いたします。

他に質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより議第7号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって議第7号は、原案のとおり可決されました。

続いて報告案件の質疑に入ります。

報告第1号「令和4年度宇佐・高田・国東広域事務組合継続費繰越計算書については、只今のところ発言通告書の提出はございませんが、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

質疑なしと認めます。

これで報告案件の質疑を終結いたします。

報告第1号については報告のとおりでありますから、ご了承願います。

以上をもちまして、本臨時会に付議されました議案の審議は、全て終了いたしましたので、令和5年5月第2回宇佐・高田・国東広域事務組合議会臨時会を閉会いたします。

どうもご苦勞様でございました。

閉会 午後3時58分

以上、会議の経過を記録して、事実と相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和5年5月31日

議 長 安 東 正 洋

署名議員 堀 田 一 則

署名議員 唯 有 幸 明